

京都市子ども保健医療相談・事故防止センター条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成16年7月30日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第33号

京都市子ども保健医療相談・事故防止センター条例の施行期日を定める規則

京都市子ども保健医療相談・事故防止センター条例の施行期日は、平成16年8月26日とする。

(保健福祉局保健衛生推進室地域医療課)